

## (6) 教員の年金について (分析結果)

### 財務省配付資料の記述(P9)

「義務教育教職員の給与について」  
2. 年金等への反映

|                              | 地共済全体                      |                        |                        |
|------------------------------|----------------------------|------------------------|------------------------|
|                              |                            | 道府県職員                  | 公立学校                   |
| 退職年金の<br>平均支給月額(円)<br>(注1)   | 225, 032                   | 225, 180<br>(A)        | 243, 777<br>(B)        |
| 平均標準報酬月額<br>(給料月額:円)<br>(注2) | 453, 265<br>(362, 612)     | 449, 579<br>(359, 663) | 494, 178<br>(395, 342) |
| 組合員数 男<br>(人) 女              | 1, 996, 023<br>1, 155, 286 | 252, 111<br>104, 314   | 514, 908<br>494, 456   |

(注1) 退職年金受給者及び65歳未満で加入期間20年以上の退職共済年金受給者の平均支給月額である。

(注2) 地共済の平均標準報酬月額は、平均給料月額を1.25倍したものである。

※平成15年度地方公務員共済組合等事業年報(総務省)

$$(B) / (A) = 8.3\%$$

### 文部科学省の分析結果

○左記の道府県職員(地方職員共済組合)と公立学校職員(公立学校共済組合)のデータには、

①道府県職員には技能労務職員などの職種が含まれている。 (参考:平成17年度都道府県)

一般行政職員 300,388人

技能労務職員 31,991人

②道府県職員には高卒が含まれるが、教員は全て大卒・短大卒であることから、学歴に違いがある。

○よって、教員と一般行政職員の年金支給額を比較する場合、それらを補正して比較する必要があるが、データがないため比較が不可。

- ・ なお、地方公務員の年金額は、在職中の給与総額をもとにするのではなく、在職中に納めた掛金に応じて算定される仕組み。
- ・ 若いうちは教員の方が一般行政職員より給料が高く、掛金を多く払い込んでいる。また、年金掛金の算定の基礎となる給料の額には、「上限(給料月額49万6千円)」が設定されており、その上限に達すると、給料の額が増えても掛金は増えない。  
※さらに、教員の場合、教職調整額(本給の4%分)が給料とみなされるため、その分、年金の掛金が多くなる。
- ・ このため、教員の方が掛金を多く払い込んだ分だけ、年金受取額は多くなる。